

会 議 録

会議の名称	平成24年度第1回東村山市保健福祉協議会				
開催日時	平成24年7月11日(水)午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>出席者：</p> <p>(委員) 今井均委員・河津英彦委員・橋本洋子委員・渡邊儀一郎委員・早川和男委員・菊池勲委員・若松委員代理・丹代了委員・小高昌夫委員・永井實委員・矢部裕之委員・松本康夫委員・小澤進委員・山路憲夫委員</p> <p>(市事務局) 菊池健康福祉部長・田中健康福祉部次長・野口子ども家庭部次長・空閑地域福祉推進課長・鈴木高齡介護課長・花田障害支援課長・原子健康課長・戸水生活福祉課長・姫野子ども総務課長・高柳子ども育成課長・野々村児童課長・木村子育て支援課長・河野地域福祉推進課調整担当主査・新井地域福祉推進課計画担当主査</p> <p>欠席者：井上準之助委員・新 義友委員・藤岡孝志委員・小杉眞紗人委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 職員紹介</p> <p>4 報告</p> <p>(1) 第4次地域福祉計画の策定</p> <p>(2) 平成22年度レインボープラン進捗状況</p> <p>(3) 個別計画推進部会報告 ・児童育成計画推進部会</p> <p>5 議題</p> <p>(1) 東村山市における要援護者支援について</p> <p>(2) その他</p> <p>6 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 新井 泰徳</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				

会 議 経 過

報告（１） 第４次地域福祉計画の策定

地域福祉推進課長

（資料２をもとに第４次地域福祉計画の概要を説明）

会長

今の説明に対して、質問やご意見がありましたらお願いします。

委員 A

今回の計画策定では、高齢者在宅計画推進部会と介護保険運営協議会とで合同部会を開き、相当な議論を行ってきました。参加された委員の方も活発な意見を出され計画に盛り込んできましたが、一部には意見を申し上げたが、なかなかこの計画の中には盛り込まれなかった点がございませぬ。それについては、今の時点でどうこうということではありません。ですが、本計画には「検討する」という言葉が多く出てきます。私は長らくこの計画づくりに携わった者として非常にもどかしい気持ちを持っています。検討の繰り返しでは間に合わないような、すさまじい高齢化が進んでいるわけですね。

特に高齢者在宅計画推進部会と介護保険運営協議会での大きな話題としては地域包括ケア体制の実現というものがありましたが、それについてもいくつかの点で叶いませんでした。資料 P.25 の「相談体制等の整備」では「医療も含めた総合相談体制」の確立について申し上げてきましたが、「検討していきます」ととどまっております。また、P.25 の「地域福祉における協働のあり方」についても、協働という言葉は飛び交っていますが、具体的に何をどうするのかということが記載されていません。実際、これまでの計画づくりの中でも協働についての具体的な議論を行ってこなかった中で、どのように実施していくのか。

これらについて、記載した以上、どのようにチェックをして、どのように実現に向かっていくのかが非常に大事なこととなります。進捗状況のチェック、実現態勢等についてあらためて事務局に伺います。

事務局

計画につきましては、平成 29 年度までの 6 年間の内容を記載していますことから「検討する」という表記が多くなっており、申し訳ございません。

進捗状況のチェック等につきましては、今後の保健福祉協議会及び各専門部会を開催していく中で、今回の計画における重点施策や各目標における施策について、「推進内容や方法」又は「どのような検討がおこなわれてきたか」について適切に提示し、ご意見をいただければと考えております。

報告（２） 平成 22 年度レインボープラン進捗状況

子ども家庭部次長

（資料 3 をもとに平成 22 年度レインボープラン進捗報告書の概要を説明）

本報告書については、平成 23 年度第 3 回児童育成計画推進部会で素案を提示し、第 4 回部会でご意見をいただき完成したものととなります。スケジュール的にこの時期になってしまい申し訳ございません。今年度は平成 23 年度の報告について、できるところから部会に示し、早めに進めていきたいと考えております。

会長

今の説明に対して、質問やご意見がありましたらお願いします。

委員 A

平成 22 年度の進捗報告が今の時期になることについて疑問に思います。児童育成計画推進部会でもご意見があったかと思いますが、どうなっているのでしょうか。

地域福祉推進課長

平成 22 年度の報告が現在になってしまったことについて申し訳ありません。平成 23 年度の進捗報告につきましては、高齢、障害、地域保健、次世代の 4 つの専門部会ごとにまとめの作業を進めております。当該作業を速やかに進め、各専門部会でご報告させていただいた後、保健福祉協議会にて報告させていただきたいと考えております。

報告（3） 個別計画推進部会報告（児童育成計画推進部会）

子ども総務課長

平成 24 年度第 1 回児童育成計画推進部会を平成 24 年 5 月 30 日に開催させていただきました。その中で報告事項としまして「レインボープランの進捗状況報告、レインボープランの修正について、子育て預りサポート事業について、子育て総合支援センターの指定管理者制度導入後の状況について、学保連・保護者・児童課の 3 者協議について、待機児童の状況について、保育施設の整備状況について、各エリア・ネットワーク会議の活動状況について」を報告させていただきました。また、協議事項としまして「児童育成計画推進部会のすすめ方」として、進捗状況報告について、早め早めに前倒しで進めていくことについて同意いただいたところです。

本日は第 1 回部会の中で、何点か詳細について説明させていただきます。

まず、資料 4 の 1 ページ目をご覧ください。東村山子育てレインボープランの抜粋となります。経過からお伝えしますと、東村山市次世代育成支援行動計画については以前より「保育計画が明文化されていない」とのご指摘をいただいております。本市としましては前期の策定から待機児対策について検討を行い、児童育成計画推進部会及び計画の策定や推進の中で一定の検討を行ってまいりました。また後期計画については庁内の関係所管からなる「待機児童庁内検討会」において検討をしてきました「子育てするなら東村山緊急プロジェクト」における待機児対策も計画の一部として掲載してきました。次世代育成支援行動計画についてはパブリックコメント、計画の進捗状況の確認等の手続き等を行ってきたという経過もあることから、「当市の次世代育成支援行動計画には実質的な保育計画が包含されているものと考えている」という説明を平成 23 年 1 月 27 日の児童育成計画推進部会にて報告させていただき、次の部会にて集約を予定しておりましたが、東日本大震災のた

め予定されていた部会が中止となってしまったため、部会委員に文書を以てご意見を伺い、ご意見がなかったことから、平成 23 年 3 月 31 日付で市長の決定を受け計画の修正を行ったところです。

修正箇所としましては資料 4 の 1 ページ上部の記載を一部追記させていただきました。また、資料 4 の 2 ページ目については、部会の開催日に誤りがありましたので修正させていただきました。

子ども育成課長

三点ほど説明させていただきます。

まず、待機児童の状況でございますが、平成 24 年 4 月 1 日現在の待機児童につきましては新定義で 195 名となっております。前年度の 222 名から 27 名の減となっております。しかしながら依然として 200 名近い待機児童がおりますことから、市としては保育施設の整備を推進しているところでございます。

次に保育施設の整備状況ですが、資料 4 の 3 ページをご覧ください。(資料をもとに概要を説明)

最後に、病児・病後児保育についてでございます。清瀬市の武蔵野総合クリニック内にあります病児保育室チルチルミチルを東村山市民がより利用しやすくなるよう清瀬市や運営法人と協議を行い、7 月 1 日から使用料及び登録料の一部を助成する事業を開始したところです。実質的な利用者負担は一日 2500 円程度になることからお子さんが病気やけが等により保育園や幼稚園の利用が困難な時に、保護者に代わりお子さんをお預かりする施設として利用されることを期待しております。

子育て支援課長

二点ほど説明させていただきます。

一点目ですが、ポリオ予防接種について説明させていただきます。ポリオワクチンの接種については法定となっており、現在、定期検診において生ポリオワクチンを使用して接種をしておりますが、本年 9 月より使用中止となり、不活化のポリオワクチンを使用することとなります。接種方法また回数、接種場所等も変更が生じますので、支障なく事業を開始できるよう準備をまいります。

二点目ですが、未熟児保育医療について説明させていただきます。現在、本事業につきましては、母子保健法を根拠としまして都道府県、特別区、保健所設置市等におきまして養育医療の給付等が実施されておりますが、平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定されました地域主権戦略大綱等に基づき、「低体重児の届け出の受理、未熟児の訪問指導、未熟児療育医療の給付」等が、平成 25 年 4 月 1 日から市町村(基礎自治体)へ権限移譲されます。現在その課題につきまして、適切に事業実施できるよう準備を進めております。

会長

今の説明に対して、質問やご意見がありましたらお願いします。無いようですので、次に進みます。

議題（１） 東村山市における要援護者支援について

事務局

（資料５，６について概要を説明）

会長

今の説明に対して、質問やご意見がありましたらお願いします。

委員 B

資料５の２ページ目で民間業者による見守りとありますが、水道については東京都のため、「民間業者等」の記載が適切かと思えます。また、電気・水道・ガス等のライフラインですが、料金未納による停止の中で孤独死があったとの報道を目にすることがあります。

２０年近く前の話になりますが、当時は水道料金の未納による停止には、最終的にプラスチックのカバーをかけて鍵を閉めるなどの対応がされていました。当時この作業を行った際に、両親が夜逃げし、子供だけで生活していた家庭がみつきり、児童相談所への通報から子どもの保護につながった事例がありました。

このような事例もあるため、ライフラインの停止については、状況に応じて市のしかるべき部署に連絡されるような仕組みがあると良いと思えますが、そのあたりの協定はどのようになっているのでしょうか。

事務局

協定についてですが、資料にあります民間団体等は例示となっており、現在は環境整備事業協働組合（清掃車）以外とは協定を結んでいない状況となっております。今後制度を推進していく中で、どこまでの協力体制が築けるかについて、協議を進めていくこととなりますが、その際に、本日のご意見についても参考とさせていただきます。

委員 B

少し付け足しをさせていただきますと、水道は水を飲むにもトイレに行くにも、生活するにあたって必ず使用されます。軽費老人ホーム等でも水道の使用状況により利用者の安否確認を行っている施設もあるようです。また、私の知っている範囲で言うと、横須賀市では災害時に給水車での水の配布を行いますが、坂が多く給水所まで来ることが困難な高齢者に対しては、飲料水をパック詰めして届ける等のしくみもあるようです。

水道の使用は安否確認にとって極めて重要な部分と考えられます。ライフラインの重要性を認識し、適切な協定が結べれば良いと思いました。

委員 C

資料６の１１ページから始まる避難所支援についてですが、障害者が一般の方と一緒に避難所生活を送るうえでの課題も指摘されているところです。東日本大震災では同じ避難所に避難した後で、相互間での問題が生じた等の事例もありました。このようなことも踏まえたうえで避難所についての検討を行っていただければと思います。

また、二次避難所についての記載もされておりますが、二次避難所の利用方法は

どのようなルールになっているのでしょうか。最初から二次避難所に避難してよいのか、最初は通常の避難所に避難するのか・・・などです。

また、災害時の被害状況についても、最大限の想定を行う必要があると思いますが、近隣市の避難所を相互に利用できるような協定などについては検討があったのでしょうか。お伺いします。

事務局

二次避難所の利用方法ですが、市で実施している総合震災訓練等で周知を行っていることもあり、障害者等が最初からそちらへ避難いただいても対応できるようお願いしていきたいと考えておりますが、多くの方は通常の避難所（小中学校）に避難してくると思われれます。そのため、避難所から二次避難所へ移った方が良い方について、ご本人の状況等により判断し、移ることができるような運用をしていく必要があると考えております。

次に他市との協定ですが、避難所については「所沢、新座、東久留米、清瀬」と協定を結んでおり、相互利用が可能となっております。また、二次避難所についての相互利用協定については、現時点では結ばれていないと認識しております。

地域福祉推進課長

避難所での要援護者への対応ですが、現在、地域福祉推進課で事務局となり災害時要援護者支援全体計画に基づいた庁内の連絡会議を開催しております。そこには、避難所の所管である教育部等も参加しており、今後も検討を重ねていくことを予定しております。これらの検討内容については、今後も適切な時期に保健福祉協議会等でご意見を伺っていききたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員 B

外国籍で日本語でのコミュニケーションが困難である方については、行政情報は持っていないとのことですが、それらの方にどのように制度を周知していくのでしょうか。

事務局

外国籍市民の方の情報は当市でも把握しておりますが、その中で「日本語でのコミュニケーションが困難」ということでの絞り込みはされていない状況です。

当市では、生活文化課で外国籍市民への対応を行っており、外国籍市民の方は転入時に当該所管に案内されることから、そちらで制度の周知を行うことを想定しております。また、すでにお住いの方々に対しては日本語ボランティアのサークル等へも制度の情報を伝えることで、情報伝達に努めていきたいと考えております。これらについての詳細は、先ほど話に出ました「災害時要援護者支援全体計画に基づいた庁内の連絡会議」にて検討を進めていくこととなります。

委員 A

災害時の対策について、進んできているのはよいことだと思っておりますが、同時に平常時の見守り体制ネットワークづくりも重要になってきております。地域福祉計画の中でも P.21 で地域での見守り体制の充実をあえて強調して記載しております。今後、地域で認知症の一人暮らしの方、認認介護の高齢者世帯が増えていく中での

見守りの必要性は増加していきます。このような方にこそ地域ネットワークの構築が必要なのです。せっかく今回のような形で災害対策は手を打たれつつあるのですから、資料5にある地域ネットワークイメージ図をイメージに終わらせず、具体的な平常時の見守り体制について、これを機に、少しでも前進させてもらいたいと思います。

東村山市ではすでに「諏訪町ゆっと」があり、一つの重要なモデルとなっています。他の地域でどのように進めていくのか、その場合に誰がコーディネートするのか。ただ単に地域福祉課や地域包括支援センターで通報を受けるのではなく、こういう様々なネットワークをつくるためのコーディネートまで踏み込んでいただきたいのですが、そこら辺のお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

委員D

老人クラブでは非常に活発な地域活動をやっております。地域のつながりづくりについては、社協や福祉協力員、自治会長等の記載もありますが、私がこれらに関係している立場から見て、一番に地域のつながりを持っているのは老人クラブだと思っています。それらも含めてお話しいただきたいと思います。

高齢介護課長

第五期の高齢者保健福祉計画の中にも高齢者見守り体制の充実ということで見守り団体の補助事業について記載しております。現在、「諏訪町ゆっと」だけなのですが、北部地域の中で同じような団体が立ち上がるというようなこともあります。また、恩多町や青葉町での見守り隊や、萩山町近辺での防犯活動を中心とした見守りの団体等も立ち上がりつつあります。

計画の中では平成24年度に4団体、25年度に6団体、26年度に8団体という形で13町に1団体ずつの立ち上げを考えておりますので、関係団体とも協議を重ねていながら検討していきたいと考えております。

また、老人クラブについても第五期の高齢者保健福祉計画の中で活動の支援について記載させていただいております。老人クラブでは「健康活動・友愛活動・奉仕活動」を中心とした活動を行っており、その中で見守り活動等も行っていただいております。

委員A

今の団体数のお話については、昨年度より東村山市で実施されている「見守りボランティアを行う団体に行う年間5万円の助成」に関する事かと思えます。私が先ほど申し上げた主旨としましては、「諏訪町ゆっと」のような一万数千人規模の「1町・日常生活圏域」のような範囲で、全町的にネットワークしていくようなトータルとしての見守りが必要だということです。そのためには、部分的に一部の団地だけを見守るのでは不十分であり、やはりそれを全町的にコーディネートするような仕組みづくりが必要だということを申し上げております。そのコーディネート役を誰が担うのかは非常に大事な話だと考えております。

高齢介護課長

「諏訪町ゆっと」では町全体を見ておりますので、廻田町での同種の団体が立ち上がることについて（その団体の考えにもより、当初から可能かは分かりませんが）、町全体を見ていただくよう進めていき、各町一つずつの団体が立ち上げられ

るよう目指していきたいと考えております。

委員 E

民生委員・児童委員は毎年 6～7 月に高齢介護課から提供される「ひとり暮らし、高齢者世帯の住民票」をもとに地域をまわり、直接ご本人にあって、連絡して良いかというような調査を実施しております。このように、何かなくても、普段から地域を見守っているような民生委員・児童委員の姿をもう少し知っていただけたらと思っております。

この活動により民生委員・児童委員は既に「手上げ方式」のような名簿は作成していますが、私たちの仕事は個人情報保護が大事であり、外へは一切提供しておりません。今回の災害時等要援護者支援全体計画では、手上げ方式の情報を関係団体等に提供するようですが、個人情報保護に関する整理はどのようになっているのでしょうか。

事務局

名簿提供については、資料 6 の P.5 の下部にありますとおり「要援護者情報の取扱いについて東村山市と協定を結んだ方へ提供」することとなります。こちらについては個人情報保護に関する適切な取り扱いについての協定書を市で作成し、その上で協定を結んでいただける方に対してのみ、名簿を提供していくこととなります。

会長

他にご意見、ご質問はありますか。無いようですので、次の議題に移ります。

議題（ 2 ）その他

会長

その他として委員及び市より提出議題等がありますか。

（障害支援課より挙手）

障害支援課長

その他「報告」として説明させていただきます。

東村山市では、障害者の社会参加を促進するために市独自に障害者に対するガソリン費補助や障害者手当等を実施しているところですが、これまで障害者団体をはじめとして各方面よりこれら市の単独補助事業について、「所得要件などの基準などが統一されていないのではないのか」等のご意見を賜っております。また、国において障害者総合支援法が閣議決定されたことを受け、平成 25 年度以降に障害福祉サービスの対象に難病の方が加わることとなります。これらのことから、市の単独補助事業のあり方について、障害者等からご意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

この検討会の位置づけは、障害者福祉計画推進部会のもとに設けさせていただき、検討結果等の経過報告につきましては、障害者福祉計画推進部会に対して行っ

ていきたいと考えております。構成メンバーは、障害当事者団体の代表者、公募市民、学識経験者等の約 10 名程度を予定しております。なお、市民公募につきましては 8 月 1 日号市報において募集を行う予定であります。

今後、このような形で市の単独補助事業についての検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会長

今の説明に対してご意見、ご質問等ありますか。無いようですので、これで第 1 回保健福祉協議会を終了させていただきます。